

岩手県告示第735号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年10月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社カガヤ
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市芋田字武道9番地95
    - ウ 代表者の氏名 加賀谷浩一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第2544号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月1日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年10月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社花泉工業
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町花泉字地平39番地4
    - ウ 代表者の氏名 佐藤米雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第5155号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月1日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 ヒカミ株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字神田1番地1
    - ウ 代表者の氏名 塚田政芳
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第90152号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年10月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社カガヤ
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市芋田字武道9番地95
    - ウ 代表者の氏名 加賀谷浩一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－2）第2544号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年10月1日付けで土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。